

はじめに

これまで、障がいの有無に関わらず地域の中で誰もが安心して暮らしていけるように様々な法律が整備されてきました。

平成 18 年に障害者自立支援法が施行され、障害福祉サービスの利用が措置から契約に変わり、障がいのある方がサービスを選択できるようになり、また、平成 24 年に施行された障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律は、法改正を行いながら障がいのある方の地域生活を支援するためのサービスを創設してきました。



愛南町では、3年ごとに障がい福祉計画及び障がい児福祉計画を策定し、障害福祉サービスの必要量を見込み、その提供体制を確保するための方策を定めて、障がいのある方が住み慣れた地域で生活に必要なサービスを受けることができるように取り組んでまいりました。

しかし、親亡き後の問題や障がいの重度化・重複化、障がいのある方本人やその家族の高齢化、制度の狭間の問題など、現行のサービスや既存の社会福祉資源だけでは対応できない課題も出てきております。課題を解決するためには、町が現状を把握し、課題解決に向けた障がい福祉施策の方向性を示していかなければなりません。

この「第3次愛南町障がい者計画」は、そのような現状を踏まえたうえで、愛南町福祉関係計画策定懇話会をはじめ、関係機関や町民の皆様の貴重な御意見や御助言をいただき策定した私たちが取り組むべき6か年の羅針盤となるものです。

本計画に基づき、関係機関、地域、障がいのある方やその家族と行政が一体となって各種施策を推進してまいりたいと考えておりますので、今後ともより一層の御支援を賜りますようお願いいたします。

終わりに、本計画の策定に御協力をいただきました皆様に心より感謝申し上げます。

令和3年3月

愛南町長 清水 雅文